

指定金融機関の指定について

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条第２項及び同施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６８条第２項の規定により、町田市公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を下記のとおり指定する。

記

- １ 指定金融機関 株式会社 きらぼし銀行
- ２ 指 定 期 間 ２０１９年７月１日から２０２１年６月３０日まで